【重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護)】

＜　令和 8 年 10 月 1 日 現在　＞

1　事業者の概要

法人名	株式会社ファーストナース
代表者氏名	橋本　真奈歩
法人所在地	東京都港区新橋二丁目 12 番 16 号
電話番号	03-5472-7665

2　当事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションあやめ会津
所在地	福島県会津若松市材木町 2 丁目 3-26　ﾒｿﾞﾝｺﾝﾃﾇｱｰﾙ 102 号室
介護保険指定番号	指定訪問看護･指定介護予防訪問看護（　0760290239　）
電話番号	0242-93-5076
管理者	竹内　雄太
開設年月	令和 8 年 9 月 1 日

3　事業の目的及び運営の方針

目的	当事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。
運営の方針	実施にあたり、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援するものである。 また、関係市区町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
第三者評価の有無	なし

4　事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	会津若松市、会津美里町、会津坂下町、湯川町、喜多方市、磐梯町
営業日	月曜日から土曜日まで ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除きます。
営業時間 サービス提供時間	9:00～17:00 9:00～17:00

５　職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

【管理者】・・・・・・・１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

従業者の勤務体制

【訪問看護師】・・・・・・常勤換算 2.5 以上　（うち１名は管理者と兼務）

かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。

６　サービス内容

① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
④ 療養生活や介護方法の指導
⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談

７　サービス利用料及び利用者負担

1) サービス利用料
別紙参照
2) 利用者負担
① 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
② 別表金額は、法定利用料に基づく金額です。
③ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)
④ 利用者負担金は、毎月 28 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

８　キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先　訪問看護ステーションあやめ会津　(TEL　0242-93-5076　)
2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の前営業日 17 時までにご連絡ください。
連絡がなく、訪問看護師等がご自宅に伺った場合には、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料を免除することがあります。
キャンセル料金　2,000 円

９　事業所のサービス提供方針

1) 指定訪問看護の実施にあたり、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援するものである。
2) 指定訪問看護を行う事業所は、関係市区町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする

１０　緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

１１　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

損害保険会社：　東京海上日動火災保険株式会社

１２　非常災害対策

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

１３ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：竹内　優太

(2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
(5) 介護相談員を受入れます。
(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１４　秘密保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。
但し、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合や、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

１５　その他

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
サービスに関する正当なご意見、ご要望又は苦情については、これらをカスタマーハラスメントとして取り扱うものではなく、「16 苦情の受付について」に記載する窓口において適切に対応いたします。
一方、社会通念に照らして許容される範囲を超える言動（カスタマーハラスメント）が

確認された場合には、事業者は、その内容及び状況に応じ、利用者様等に対する注意喚起及び改善の申入れ、サービス提供条件の変更、サービス提供の一時中断その他必要な措置を講じることがあります。これらの措置によってもなお改善が見られない場合には、ご契約を解除することがあります（契約書第 8 条第 4 項第 3 号及び第 5 項）。
なお、職員の生命、身体又は安全に重大な危険が生じ、又は生じるおそれがあるなど緊急やむを得ない場合には、直ちにサービス提供の中断その他必要な措置を講じることがあります。

（例）

暴力又は乱暴な言動

・物を投げつける
・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
・怒鳴る、奇声、大声を発する　　など

セクシュアルハラスメント

・職員の体を触る、手を握る
・腕を引っ張り抱きしめる
・女性のヌード写真を見せる　　など

その他

・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
・契約内容を超える過大な要求（土下座の強要等）
・SNS 等での誹謗中傷、名誉を毀損する行為
・ストーカー行為　　など

１６　苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

○苦情受付窓口　（電話番号）0242-93-5076　（担当者）竹内　優太
※管理者不在のときは他の職員が受付けます。

○受付時間　　毎週月～土曜日　9：00～17：00

（２）行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地　福島県福島市中町 3-7 電話番号　024-528-0040
会津若松市役所 高齢福祉課	所在地　福島県会津若松市東栄町 3-46 電話番号　0242-39-1247
会津美里町役場 健康ふくし課	所在地　福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地 電話番号　0242-55-1145
会津坂下町役場　生活課	所在地　福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 電話番号　0242-84-1513
湯川村役場　住民課	所在地　福島県河沼郡湯川村清水田長瀞 18 電話番号　0241-27-8830
喜多方市役所　高齢福祉課	所在地　福島県喜多方市字御清水東 7244-2 電話番号　0241-24-5231
磐梯町役場　町民課	所在地　福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855 電話番号　0242-74-1215

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　所 在 地　東京都港区新橋二丁目 12 番 16 号
法 人 名　株式会社ファーストナース
代表者名　橋本　真奈歩

説明者　事業所名 訪問看護ステーションあやめ会津

氏　　名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意し、本書の交付を受けました。

本人　住所
氏名　　印

（代理人）住所
氏名　　印

【介護保険対象外サービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
その他オプション	ご相談に応じます。
実施地域外の交通費	徴収致しません。
キャンセル料	サービス利用日の前営業日 17 時まで無料 サービス利用日の当日　利用者負担 2,000 円 ※サービスの利用を中止する際には、速やかに連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

介護１割

【　介護保険対応　　訪問看護利用料金表(非課税)　】

サービス内容	単位	料金	9割	1割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1 20分未満	314	¥3,140	¥2,826	¥314	1回につき
訪問看護Ⅰ-2 30分未満	471	¥4,710	¥4,239	¥471	1回につき
訪問看護Ⅰ-3 30分以上1時間未満	823	¥8,230	¥7,407	¥823	1回につき
訪問看護Ⅰ-4 1時間以上1時間30分未満	1128	¥11,280	¥10,152	¥1,128	1回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)	254	¥2,540	¥2,286	¥254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	402	¥4,020	¥3,618	¥402	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)	201	¥2,010	¥1,809	¥201	1回につき看護師等と看護補助者が同時に1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	317	¥3,170	¥2,853	¥317	
長時間訪問看護加算	300	¥3,000	¥2,700	¥300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算（Ⅰ）	350	¥3,500	¥3,150	¥350	退院した日に新規訪問看護を提供した場合
初回加算（Ⅱ）	300	¥3,000	¥2,700	¥300	退院した翌日以降に新規訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,000	¥5,400	¥600	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》　その他級地（単位数×10.0円）

介護保険によるサービス利用料　＝　単位数×　10.0　(その他級地単価)…A

A　－　(A×90%)＝利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※深夜

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

介護 2 割

【　介護保険対応　　訪問看護利用料金表(非課税)　】

サービス内容	単位	料金	8 割	1 割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1 20 分未満	314	¥3,140	¥2,512	¥628	1 回につき
訪問看護Ⅰ-2 30 分未満	471	¥4,710	¥3,768	¥942	1 回につき
訪問看護Ⅰ-3 30 分以上 1 時間未満	823	¥8,230	¥6,584	¥1,646	1 回につき
訪問看護Ⅰ-4 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128	¥11,280	¥9,024	¥2,256	1 回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ(30 分未満)	254	¥2,540	¥2,032	¥508	1 回につき複数名の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	402	¥4,020	¥3,216	¥804	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30 分未満)	201	¥2,010	¥1,608	¥402	1 回につき看護師等と看護補助者が同時に 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	317	¥3,170	¥2,536	¥634	
長時間訪問看護加算	300	¥3,000	¥2,400	¥600	特別管理加算対象の方で 1 時間 30 分以上の場合算定
初回加算（Ⅰ）	350	¥3,500	¥2,800	¥700	退院した日に新規訪問看護を提供した場合
初回加算（Ⅱ）	300	¥3,000	¥2,400	¥600	退院した翌日以降に新規訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,000	¥4,800	¥1,200	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》　その他級地（単位数×10.0 円）

介護保険によるサービス利用料　＝　単位数×　10.0　(その他級地単価)…A

A　－　(A×80%)＝利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時～午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

午後 10 時～午前 6 時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に 50%を加算されます。

介護 3 割

【　介護保険対応　　訪問看護利用料金表(非課税)　】

サービス内容	単位	料金	7 割	3 割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1　20 分未満	314	¥3,140	¥2,198	¥942	1 回につき
訪問看護Ⅰ-2　30 分未満	471	¥4,710	¥3,297	¥1,413	1 回につき
訪問看護Ⅰ-3　30 分以上 1 時間未満	823	¥8,230	¥5,761	¥2,469	1 回につき
訪問看護Ⅰ-4　1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128	¥11,280	¥7,896	¥3,384	1 回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ(30 分未満)	254	¥2,540	¥1,778	¥762	1 回につき複数名の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	402	¥4,020	¥2,814	¥1,206	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30 分未満)	201	¥2,010	¥1,407	¥603	1 回につき看護師等と看護補助者が同時に 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	317	¥3,170	¥2,219	¥951	
長時間訪問看護加算	300	¥3,000	¥2,100	¥900	特別管理加算対象の方で 1 時間 30 分以上の場合算定
初回加算（Ⅰ）	350	¥3,500	¥2,450	¥1,050	退院した日に新規訪問看護を提供した場合
初回加算（Ⅱ）	300	¥3,000	¥2,100	¥900	退院した翌日以降に新規訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,000	¥4,200	¥1,800	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》　その他級地（単位数×10.0 円）

介護保険によるサービス利用料　＝　単位数×　10.0　(その他級地単価)…A

A　－　(A×70%)＝利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時～午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

午後 10 時～午前 6 時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に 50%を加算されます。

予防１割

【　介護保険対応　　介護予防訪問看護利用料金表(非課税)　】

サービス内容	単位	料金	9 割	1 割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1　20 分未満	303	¥3,030	¥2,727	¥303	1 回につき
訪問看護Ⅰ-2　30 分未満	451	¥4,510	¥4,059	¥451	1 回につき
訪問看護Ⅰ-3　30 分以上 1 時間未満	794	¥7,940	¥7,146	¥794	1 回につき
訪問看護Ⅰ-4　1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090	¥10,900	¥9,810	¥1,090	1 回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ(30 分未満)	254	¥2,540	¥2,286	¥254	1 回につき複数名の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	402	¥4,020	¥3,618	¥402	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30 分未満)	201	¥2,010	¥1,809	¥201	1 回につき看護師等と看護補助者が同時に 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	317	¥3,170	¥2,853	¥317	
長時間訪問看護加算	300	¥3,000	¥2,700	¥300	特別管理加算対象の方で 1 時間 30 分以上の場合算定
初回加算（Ⅰ）	350	¥3,500	¥3,150	¥350	退院した日に新規訪問看護を提供した場合
初回加算（Ⅱ）	300	¥3,000	¥2,700	¥300	退院した翌日以降に新規訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,000	¥5,400	¥600	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》　その他級地（単位数×10.0 円）

介護保険によるサービス利用料　＝　単位数×　10.0　(その他級地単価)…A

A　－　(A×90%)＝利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時～午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

午後 10 時～午前 6 時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に 50%を加算されます。

予防 2 割

【　介護保険対応　　介護予防訪問看護利用料金表(非課税)　】

サービス内容	単位	料金	8 割	2 割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1　20 分未満	303	¥3,030	¥2,424	¥606	1 回につき
訪問看護Ⅰ-2　30 分未満	451	¥4,510	¥3,608	¥902	1 回につき
訪問看護Ⅰ-3　30 分以上 1 時間未満	794	¥7,940	¥6,352	¥1,588	1 回につき
訪問看護Ⅰ-4　1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090	¥10,900	¥8,720	¥2,180	1 回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ(30 分未満)	254	¥2,540	¥2,032	¥508	1 回につき複数名の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	402	¥4,020	¥3,216	¥804	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30 分未満)	201	¥2,010	¥1,608	¥402	1 回につき看護師等と看護補助者が同時に 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	317	¥3,170	¥2,536	¥634	
長時間訪問看護加算	300	¥3,000	¥2,400	¥600	特別管理加算対象の方で 1 時間 30 分以上の場合算定
初回加算（Ⅰ）	350	¥3,500	¥2,800	¥700	退院した日に新規訪問看護を提供した場合
初回加算（Ⅱ）	300	¥3,000	¥2,400	¥600	退院した翌日以降に新規訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,000	¥4,800	¥1,200	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》　その他級地（単位数×10.0 円）

介護保険によるサービス利用料　＝　単位数×　10.0　(その他級地単価)…A

A　－　(A×80%)＝利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時～午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

午後 10 時～午前 6 時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に 50%を加算されます。

予防 3 割

【　介護保険対応　　介護予防訪問看護利用料金表(非課税)　】

サービス内容	単位	料金	7 割	3 割負担	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ-1　20 分未満	303	¥3,030	¥2,121	¥909	1 回につき
訪問看護Ⅰ-2　30 分未満	451	¥4,510	¥3,157	¥1,353	1 回につき
訪問看護Ⅰ-3　30 分以上 1 時間未満	794	¥7,940	¥5,558	¥2,382	1 回につき
訪問看護Ⅰ-4　1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090	¥10,900	¥7,630	¥3,270	1 回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ(30 分未満)	254	¥2,540	¥1,778	¥762	1 回につき複数名の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	402	¥4,020	¥2,814	¥1,206	
複数名訪問看護加算Ⅱ(30 分未満)	201	¥2,010	¥1,407	¥603	1 回につき看護師等と看護補助者が同時に 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30 分以上)	317	¥3,170	¥2,219	¥951	
長時間訪問看護加算	300	¥3,000	¥2,100	¥900	特別管理加算対象の方で 1 時間 30 分以上の場合算定
初回加算（Ⅰ）	350	¥3,500	¥2,450	¥1,050	退院した日に新規訪問看護を提供した場合
初回加算（Ⅱ）	300	¥3,000	¥2,100	¥900	退院した翌日以降に新規訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600	¥6,000	¥4,200	¥1,800	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

《利用料負担額の計算方法》　その他級地（単位数×10.0 円）

介護保険によるサービス利用料　＝　単位数×　10.0　(その他級地単価)…A

A　－　(A×70%)＝利用者様負担額

※小数点以下は切り捨てさせていただきます。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※夜間・早朝

午前 6 時～午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25%加算されます。

※深夜

午後 10 時～午前 6 時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に 50%を加算されます。